

## 情報公開規程

### 第 1 条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人リトルワズ（以下、「当法人」という。）の保有する情報の積極的かつ継続的な公開を図ることにより、当法人の活動に関する透明性及び公平性の確保に努めるとともに、広く社会に対する当法人の活動の説明責任を全うすることを目的とする。

### 第 2 条（定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人情報 当法人の業務運営において組織的に保有する情報（新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のメディアを通じ社会一般に流通しているものを除く。）の一切をいう。

(2) 法人文書 当法人の役職員が職務上作成し又は取得した文書、図画及び電磁的記録

（官報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）であって、当法人の役職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

### 第 3 条（責務）

1. 当法人は、本規程の運用にあたり、原則として一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2. 情報公開の対象である情報を閲覧した者は、当該情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### 第 4 条（所管）

当法人の情報公開に関する事務は、総務部が所管する。

### 第 5 条（当法人情報の公開）

当法人は、法人情報の公開にあたり、新聞、雑誌、インターネットのホームページ等を通じ、分かりやすい情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

#### 第 6 条（法人文書の公開）

1. 当法人は、法令の規定に従い、次に掲げる法人文書について公開するものとする。
  - (1) 定款
  - (2) 評議員及び役員の名簿
  - (3) 収支予算書
  - (4) 事業計画書
  - (5) 貸借対照表
  - (6) 正味財産増減計算書
  - (7) 財産目録
  - (8) 事業報告
  - (9) 理事会および評議員会の議事録
2. 前項の法人文書は、原則として、インターネットのホームページにおいて一般の閲覧に供するものとする。

#### 第 7 条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

#### 第 8 条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

本規程は、令和 1 年 4 月 1 日から施行する。